

トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2014 年第 1 四半期号)

(Vol.134 2014 年 1 月号- Vol.136 2014 年 3 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

会計情報

「新」企業会計準則の改訂に関する状況

中国の会計基準設定主体である財政部は、2012 年において 8 つの「新」企業会計準則の具体準則改訂版の公開草案、及び新たな具体準則の公開草案を公表し意見募集を行ってきました。当該公開草案に対する意見募集期限は、2012 年末から 2013 年 2 月にかけての期間であり、意見募集終了後に財政部内部、或いは関連部門との協議が継続され、準則改訂の確定が待たれていました。

これに関して、2014 年 1 月に、先に公開草案が公表された 2 つの改訂準則(改訂「企業会計準則第 9 号—従業員報酬」(财会[2014]8 号)、改訂「企業会計準則第 30 号—財務諸表の表示」(财会[2014]7 号)及び新たな準則(「企業会計準則第 39 号—公正価値測定」(财会[2014]6 号))が正式に公表されました。また 2 月には、改訂「企業会計準則第 33 号—連結財務諸表」(财会[2014]10 号)及び新たな準則「企業会計準則第 40 号—共同支配の取決め」(财会[2014]11 号)が正式に公表されました。

企業会計準則(改訂確定)	対応する国際財務報告基準(IFRS)
企業会計準則第 9 号—従業員報酬	IAS 第 19 号—従業員給付
企業会計準則第 30 号—財務諸表の表示	IAS 第 1 号—財務諸表の表示
企業会計準則第 33 号—連結財務諸表	IFRS 第 10 号—連結財務諸表
企業会計準則第 39 号—公正価値測定	IFRS 第 13 号—公正価値測定
企業会計準則第 40 号—共同支配の取決め	IFRS 第 11 号—共同支配の取決め

尚、2014 年 2 月 20 日現在、「企業会計準則第 2 号—長期持分投資」、「企業会計準則第 37 号—金融商品の表示」、「企業会計準則第一号—他の企業への関与の開示」の公開草案に対する改訂の確定はまだ公表されていません。

今回の改訂における主な背景や注目点など中国新準則の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.135(2014 年 2 月号)会計情報をご覧ください。

投資情報 Q&A

Q: 現地法人の間接雇用比率が全従業員の 10%以内に制限されると聞きましたが、内容と留意点を説明してください。

～労務派遣暫定規定が 2014 年 3 月 1 日から施行～

A: 2013 年 12 月 20 日に公布された「労働派遣暫定規定」(人力資源社会保障部令 2013 年 22 号)が、2014 年 3 月 1 日から施行されました。「労働派遣暫定規定」は基本的には 2013 年 7 月 1 日に改正施行された「労働契約法」¹及び「労働契約法实施条例」を踏襲すると共に、派遣労働者に対する権利保護を図っています。

「労働派遣暫定規定」では、中国国内の企業(現地法人を含む)等に対し間接雇用比率は全従業員の 10%を超えてはならないと定められました。また当該比率を超えて間接雇用を実施している雇用主に対しては、2 年間の移行期間中に当該比率以内に引き下げることが求められると共に、雇用主は雇用調整方案を制定し、当地の人力資源社会保障行政部門に届出する必要があります。更に 10%を超過している期間においては、新たな派遣労働者の雇用を禁止するなど、非常に厳格な内容となっています。

現時点では、「労働派遣暫定規定」で求められている当局への雇用調整方案の届出についても、実務運用の際には規定通りに届出が受理されるだけなのか、届出時に実質的な審査が入るのかは不明です。また、雇用主が雇用調整スケジュールを自主的に決められるのか、或いは、補足通達の公布によりスケジュールの作成方法や内容に対しても一定の制約を受けることになるのか等についても不明の状態です。

更に請負やアウトソーシング等により労務派遣の形態で労働者を雇用するケースにも「労働派遣暫定規定」が適用される旨が明記されています。この点について、人力資源社会保障部令は“法律責任を回避する為に、偽装請負の形式を採り、労務派遣協議を業務委託協議や請負契約に変更するよう契約変更を抑制する意味でも、請負等にも「労働派遣暫定規定」が適用される”旨を表明²しており、注意が必要です。

これにより、多くの現地法人では間接雇用から直接雇用への転換等の雇用形態の見直しが迫られるなど企業に対する影響が懸念されます。尚、現状では間接雇用しか認められていない駐在員事務所には、当該項目は適用されない旨が明記されています。

「労働派遣暫定規定」で定められた、その他の重要項目である“臨時性、補助性、代替性の再定義”、“派遣労働者に対する労災認定や社会保険に係る保護”及び“今後の動向”等の詳細については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.135 (2014 年 2 月号)投資情報をご覧ください。

¹ 改正「労働契約法」の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.122 号(2013 年 1 月)」を参照のこと。

² 当該コメントは、人力資源社会保障部令の HP にも掲載されている。当該 URL は以下を参照のこと。
(http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/shizhengyaowen/201401/t20140126_123302.htm)。

投資情報

中国(上海)自由貿易試験区において大幅な金融規制緩和政策が導入開始 ～銀総部発[2014]22号、上海匯発[2014]26号の施行～

中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)が2013年9月に正式に稼動しました。

自貿区では、ネガティブリスト方式での新規設立や、一部サービス業に対する規制緩和、及び改正「会社法」の施行に先駆けた授權登記資本金制度の導入などが既に実施されており、中国国内の他の地域に例を見ない規制緩和政策が採られています。

一方において、大規模な市場開放が期待される金融分野では、「上海自由貿易試験区全体方案」や「自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」等により資本項目の自由兌換や金利の自由化が謳われているものの、これまで当該規制緩和の実効性は乏しく、開放の方向性が示されたのみに止まっていました。

しかし今般、「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」(銀総部発[2014]22号、以下“22号通知”と省略)及び「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号、以下“26号通知”と省略)が施行され、特にグループ企業間でのキャッシュ・マネージメントでは大幅な規制緩和が盛り込まれました。具体的には22号通知では、人民元建て取引における中国国内、海外のグループ企業間でのプーリングが認められ、更に集中決済では資本関係を有しない企業にまで認められており、当該キャッシュ・マネージメントへの参加が認められる企業の要件や、プーリング口座や集中受領・支払い口座の開設要件、当該資金に対する使用制限等が定められています。

また26号通知では、外貨建ての取引でも中国国内、海外のグループ企業に対して、プーリングや集中決済を認めています。特に、外貨の経常取引(貿易取引、サービス貿易取引)については、海外企業との相殺決済も認められるなど、画期的な規制緩和が含まれています。尚、当該キャッシュ・マネージメントの前提としては、「国際外貨メイン口座」、「国内外貨メイン口座」、「人民元待受け口座」の開設が必要となりますが、26号通知では当該口座の開設要件や当該口座を通じた決済方法、取引制限等についての詳細が定められています。

これにより、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が広がることから、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。但し、人民元建て資本取引や外貨資本金の元転³については従来と比べて大幅な規制緩和とは言い難く、またグループ企業間のキャッシュ・マネージメントの運用面においても規定の明確化が一段と求められる点には留意が必要です。

22号通知、26号通知の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.136(2014年3月号)投資情報をご覧ください。

³ 外貨資本金からの元転時には、資金使途が経営範囲に合致していることや証憑を不要とする手元資金の限度額が月額60万人民元までとされていることなど、必ずしも緩和されているとは言い難い内容も含まれている。

改正「会社法」の施行に伴い、補足通達の公布が相次ぐ

～通達ごとに改定の有無が異なり、今後の実務運用の更なる注視が必要～

「会社法」が 2013 年 12 月に約 8 年振りに改正され、2014 年 3 月 1 日より施行されています（以下“改正法”と表記）⁴。これに伴い、国務院や工商行政管理局から相次いで以下の補足通達が公布され、改正法と同日に施行されています。改正法に盛り込まれた“授權登録資本金制度”という新制度の施行を受け、補足通達では従来の年度検査制度から年度報告公示制度への移行や出資検証（所謂“验资”）手続きの廃止など、重要項目の変更が含まれています。

【主要な補足通達】

公布機関	通達名（通達番号）	公布日
国務院	✓「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」（国発[2014]7号）	14 年 2 月 7 日
	✓「一部の行政法規の廃止及び修正に関する決定」（国務院令第648号）	14 年 2 月 19 日
国家工商 行政管理局	✓「企業年度検査業務の停止に関する通達」（工商企字[2014]28号）	14 年 2 月 14 日
	✓「企業法人登記管理条例施行細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理规定」など（国家工商行政管理局令第63号）	14 年 2 月 20 日
	✓「会社登録資本金登記管理规定」（国家工商行政管理局令第64号）	14 年 2 月 20 日

上記の補足通達は、国務院の通達において本改正の大枠を打ち出し、国務院の下位に位置する国家工商行政管理局の通達により詳細に規定される建付けになっています。

国発[2014]7 号では、従来の実収資本（実際の払込資金）に基づく登録資本金制度から、授權登録資本金制度への変更について定めており、一部の業種を除いて授權登録資本金制度を実施する旨を改めて明記し、更に従来の登録資本金制度を暫定的に継続する一部の業種を具体的に定めています。また年度検査制度から年度報告公示制度への変更や、住所登記手続きの簡素化、電子営業許可証の発行と登記手続きの電子化等についても定めています。

国務院令第 648 号では、授權登録資本金制度の導入に伴い、「会社登記管理条例」や「企業法人登記管理条例」、更に外資三法の条例、細則である「中外合弁経営企業法实施条例」、「外資企業法実施細則」及び「中外合作経営企業法実施細則」等の改廃を定めました。これにより、登録資本金や実収資本、出資期限や払込期限に係る関連条項の多くが、変更或いは削除されています。

但し、通達ごとに改定の有無が異なり、また実務運用も本改定には追いついていない状態であり、注意が必要です。また実務的にも、独資・合併を問わず、設立直後の現地法人では出資検証手続きが実施されており、今後の実務運用を注視すべきと共に、更なる補充通達の公布が待たれます。

上記国務院通達の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.136（2014 年 3 月号）投資情報をご覧ください。

⁴ 改正法の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134 号（2014 年 1 月）」を参照のこと。

有限責任監査法人トーマツ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国進出企業サービス: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsjg/ch>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ): <http://www.tohmatsu.com/deloitte/ch>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家に相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited